

12月の市民相談

●相談は全て無料です。相談日が祝日と重なった場合は原則としてお休みです。
 ●市役所の市民課・収納課・子ども課・福祉課にはポルトガル語を話せる職員（臨時職員）がいます。

No dep. de registro civil, coletoria municipal, dep. infantil, dep. de assistência social, trabalham funcionários que comprehendem o idioma português.

相談	日 時	場 所	主な相談内容	問合先
年金相談	12月 5日(木) ・ 11日(木) ・ 18日(木) ・ 25日(木)	午前10時～正午 午後 1時～3時 ※受け付けは午前 8時 30分から。	市役所22B会議室 市役所多目的室BCDE 吉良支所第1会議室 市役所22B会議室	厚生年金・国民年金について。※受け付け状況により、相談時間終了前でも受け付けを終了する場合があります。
				保険年金課国民年金担当 (☎65・2104)
行政評価苦情申立	12月 2日(月)・16日(月)	午後 1時30分～3時	市役所11相談室	企画政策課行政評価委員会 (☎65・2155)
消費生活相談	毎週月・木曜日	午前 9時～正午 午後 1時～4時	市役所11相談室 ※ 2日(月)・16日(月)の午後は市役所13相談室。	悪質商法や消費者トラブル、多重債務問題。※電話相談可。多重債務問題は面談のみ。
労働相談	12月 17日(火)	午後 1時～4時	市役所11相談室	労働条件、解雇、賃金などの労働問題 ※予約制。予約は開催日前日の正午までに商工観光課商工担当へ。
市税夜間納税相談	12月 12日(木)	午後 6時～8時	市役所収納課	市税の納税に関する相談(夜間)。納税も可
市税納税相談	12月 22日(日)	午後 1時～5時15分	市役所行政情報コーナー	市税の納税に関する相談。納税も可
市民特別法律相談	12月 3日(火) ・ 7日(土) ・ 10日(火) ・ 12日(木) ・ 19日(木) ・ 26日(木)	午後 1時30分～4時	市役所11相談室 寺津ふれあいセンター 市役所11相談室 一色支所第1会議室 幡豆支所第2会議室 吉良町公民館会議室2	法律的専門知識を有する相談。※予約制で各5人まで。予約は11月18日(月)から市民課窓口担当へ。
				市民課窓口担当 (☎65・2101)
登記相談	12月 11日(火)	午後 1時～4時	市役所11相談室	土地などの売買や相続など
司法書士法律相談	12月 13日(金)	午後 1時30分～4時	市役所11相談室	紛争の目的の価格が140万円以下の民事相談。※予約制で5人まで。予約は11月18日(月)から市民課窓口担当へ。
行政相談	12月 13日(金)	午前10時～正午	市役所11相談室 吉良町公民館会議室2	行政全般に対する苦情や要望
		吉良町公民館会議室2 一色支所第1会議室 幡豆いきいきセンター 総合福祉センター		
人権相談	12月 6日(金) ・ 13日(金) ・ 20日(金) ・ 21日(土)	午後 1時30分～4時 ※受け付けは午後 3時 30分まで。	吉良町公民館会議室2 一色支所第1会議室 幡豆いきいきセンター 総合福祉センター	いじめ、嫌がらせ、虐待、差別、セクハラ、DVなどの日常生活における心配ごとや悩みごと。※一色支所・総合福祉センターは弁護士同席。
かいこくしんそうたん 外国人相談 Consulta para estrangeiros	12月 6日(金)・20日(金) Dias 6 e 20 de dezembro (sexta-feira)	午後 1時～4時 13h às 16h	市役所11相談室 11 Soudan-shitsu	スペイン語、ポルトガル語、英語による生活上、行政上の相談 Consultas gratuitas para estrangeiros com problemas na vida diária em espanhol, português e inglês
こころの健康相談	12月 5日(木) ・ 27日(金)	午後 1時～5時	西尾市保健センター 吉良保健センター	心の悩みを抱える方やその家族からの相談。※予約制。予約は電話で各問合先へ。
育児・虐待相談	毎週月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時	市役所家庭児童支援課	就園前の子さんの発達や、育児全般、児童虐待について。※電話相談可。
D V相談	毎週月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時	市役所家庭児童支援課	配偶者などからの暴力に関する相談。※電話相談可。
児童相談	日曜日・祝日を除く 毎日	午前 9時～午後 4時 ※土曜日は正午まで。	市役所家庭児童支援課 ※土曜日は多目的室A	児童の性格や家族関係、学校生活などの電話・面接相談。※予約も可。
母子家庭相談	毎週月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時	市役所家庭児童支援課	母子家庭の困りごとや自立生活に関するここと。
児童巡回相談	12月 12日(木)	午前10時～午後 3時	総合福祉センター相談室	療育手帳の新規交付・再判定に関するここと。事前に予約が必要
内職相談	毎週金曜日	午前10時～午後 3時	総合福祉センター相談室	内職の紹介と事業所の登録
障害者虐待相談	毎週月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時	障害者虐待防止センター (市役所福祉課内)	障害者に対する虐待に関する相談。※電話相談可。
知的障害者相談	毎月第2水曜日	午前 9時～正午	総合福祉センター相談室	知的障害者と家族の困りごと
身体障害者相談	毎月第1・第4水曜日	午前 9時～正午	総合福祉センター相談室	身体障害者と家族の困りごと
結婚相談	毎週火曜日と毎月第1・第3日曜日	午後 1時～3時	総合福祉センター相談室	結婚相手の紹介。※申込金500円と写真2枚が必要。
児童・生徒 心配ごと相談	毎週月～金曜日	午前 9時～午後 4時	中央ふれあいセンター 一色健康センター	小・中学生のいじめや不登校などに関する心配ごとや悩みごと。※面接相談可。(☎57・0555/☎73・4572)
育児相談	毎週月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時	子育て支援センター (ハツ面保育園内)	就学前の子さんの育児、生活習慣、心配ごとなど
※西尾警察署の「困りごと相談☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局の「人権相談☎57・2622（毎週水・木曜日、午前10時～午後4時）」、西三河県民生活プラザの「法律相談☎0564・27・0800（西三河総合庁舎1階、第2水曜日、午後1時30分～3時、要予約）」もご利用ください。				